

紀 要

第 9 号

1 9 9 6 . 3

財団法人滋賀県文化財保護協会

目 次

序

‘廃棄’を考えるー貝塚出土資料の検討にあたっての試論ー〔鈴木康二〕	1
粟津湖底遺跡第3貝塚の貝類採取活動ーセタシジミの成長速度と年齢構成ー〔稲葉正子〕	11
大津市粟津湖底遺跡出土の錘〔瀬口眞司〕	16
篋状木製品の用途について〔松澤 修〕	25
縄文晩期土器棺墓の調査方法についてー近畿地方の場合ー〔中村健二〕	38
近江における弥生社会の理解にむけてーその方法と課題ー〔大崎康文〕	42
長浜市域における弥生時代の石器ー今川東遺跡出土石器を中心にー〔稲葉隆宣〕	51
石組みの煙道を持つカマドー古代の暖房施設試論ー〔上垣幸徳・松室孝樹〕	57
集落遺跡出土の鉄製品についての研究ノート〔田井中洋介〕	79
近江へのアプローチ・その3ー野洲・栗太をフィールドにー〔近江歴史クラブ〕	85
1. 野洲川流域の前・中期古墳について〔鈴木桃代〕	89
2. 栗太・野洲における後期古墳の類型的把握 ー古墳時代システム論への墓制的アプローチー〔細川修平〕	94
3. 集落遺跡から見た古墳時代の特質ー古墳時代システム論への予察ー〔細川修平〕	102
4. 栗太・野洲郡における掘立柱建物データの抽出と分類〔神保忠宏〕	110
5. 近江国の古代駅路と官衙遺跡について〔内田保之〕	122
6. 古代における琵琶湖の湖上交通についての予察〔畑中英二〕	130
7. 田原道をめぐる二つの地域〔重岡 卓〕	136
8. 近江における玉造りをめぐって〔中村智孝〕	149
9. 栗太・野洲郡における古代の土器様相〔畑中英二〕	157
10. 鉄鉱石の採掘地と製鉄遺跡の関係についての試論 ー滋賀県の事例を中心にー〔大道和人〕	164
栗太・野洲郡のまとめ	179
大津北郊白鳳寺院の造営計画（その1）〔仲川 靖〕	185
古代遺跡と出土文字資料〔濱 修〕	200
石山国分遺跡出土瓦の覚書〔平井美典〕	208
巡礼者の宿ー鴨田遺跡出土の巡礼札よりー〔重田 勉〕	215
焼物二話〔稲垣正宏〕	220
蒲生稲寸氏についてー近江古代豪族ノート5ー〔大橋信弥〕	224
律令神話に於ける農業神について〔造酒 豊〕	233

日本古代の対外関係史の一様相

-日本古代史研究ノートあるいは覚書その2-〔芝池信幸〕	238
遺跡の撮影〔阿刀弘史〕	243
新聞報道にみる文化財保護25年-新聞記事データベースの作成と利用-〔中川正人〕	252

近江国の古代駅路と官衙遺跡について

内 田 保 之

1. はじめに

古代近江国内には東海・東山・北陸道の3つの駅路が通っていたことが知られている。ただし東海道は、大和に宮都が置かれていた時期には、伊賀を通過し伊勢へ抜けていたため、実際に近江国内を通ることになるのは宮都が山城に移る長岡京期以降のこととなる。⁽¹⁾ これら3道は近江国12郡中、湖北の浅井・伊香郡を除く10郡を通っており、その具体的なルートも藤岡謙二郎をはじめとする歴史地理学の研究や遺跡の発掘調査により次第に明らかとなっている。また、官衙遺跡としては近江国庁や栗太郡衙が知られるほか、他の郡衙や駅家等も近年のめざましい発掘調査成果からその位置が推定されるにいたっている。そこで、本論では栗太・野洲・蒲生・神崎郡をモデルケースとして駅路と官衙の関係を主に若干の考察を試みることにする。なお、駅路の具体的なルートについては基本的には足利健亮の研究に従ったが、再考したところ部分的に異なるルートが復元できた。その点については随時本論中で述べてゆくことにする。

2. 官衙遺跡

まず、本論でとりあげる栗太・野洲・蒲生・神崎郡内における官衙遺跡および官衙的性格を持つ遺跡について、郡別にその概要を述べる。

栗太郡 近江国府は、早くから米倉二郎をはじめとする歴史地理学者によって、瀬田丘陵上に方8町から9町域を持って展開すると考えられてきた。大江6丁目において確認された国庁は、築地に囲まれた中に瓦積基壇の正殿・後殿・左右脇殿から成る。出土遺物から8世紀中葉に成立し、10世紀末に廃絶したものと考えられている。国庁の周辺には、野畑遺跡・中路遺跡・東光寺遺跡等国府に関連すると思われる遺跡群や近江国分寺と考えられている瀬田廃寺が所在する。また国庁の西側に位置する堂の上遺跡⁽³⁾では、瓦葺建物・掘立柱建物・築地等が検出されており、特に南北に細長い掘立柱建物S B 5は、内部を細かく間仕切りしていることから厩舎と考えられる。出土遺物から8世紀末に成立し10世紀前半に廃絶しており、勢多駅もしくは国司館と推定されている。

⁽⁴⁾ 岡遺跡は栗東町下戸山・目川・岡に所在し、栗太郡衙と評価される遺跡である。遺跡は郡庁部・倉庫群・館もしくは厨家と考えられる地区・その他から成り、全体的に北から約20度東へ傾く方位をとる。時期は大きく3期（7世紀後半から9世紀末）に分けられ、最盛期は8世紀前半から中葉にあったと考えられている。岡遺跡の北東約2 kmの位置に所在する手原遺跡⁽⁵⁾は、白鳳寺院や8世紀から9世紀にかけての南北方位をとる大型建物群によって構成されており、特に建物群に関しては規模・構成・遺物の点から官衙的様相を呈している。

⁽⁶⁾ 岡遺跡の南西の丘陵上に位置する矢倉口遺跡では、1町四方を溝によって区画した建物群や柱

筋を揃えた倉庫群をはじめ多くの南北方位をとる建物跡が検出されている。矢倉口遺跡の東側の丘陵上には、南北方位をとる60余棟の建物群や区画溝が検出されている大將軍遺跡⁽⁷⁾が所在する。本遺跡では建物跡のうち、倉庫跡が全体の約1/3を占める。これら矢倉口遺跡や大將軍遺跡では、建物構成や遺物等から一般集落とは異なる様相を呈し、公的施設の存在が推測されている。また、この周囲には坊主東遺跡⁽⁸⁾・南平遺跡⁽⁹⁾・岡田追分遺跡等の集落遺跡があり、同じく南北方位をとる建物群によって構成されている。このことからこれら遺跡が所在する草津市矢倉から追分町にかけての丘陵上には高い企画性をもって集落が営まれたと考えられている。

野洲郡 郡衙推定地として野洲町小篠原遺跡⁽¹⁰⁾が知られている。小篠原遺跡の周囲には、N33° Eの方位を持つ野洲郡主条里とは異なる概ね4町四方におよぶ南北地割が存在し、この地割に沿う形で格子状に道路状遺構が検出されている。この道路状遺構は8世紀前半から中葉にかけて確実に存在しているものとみられている。さらに地割内部および周辺地域には膨大な建物群が検出されており、7世紀中葉から11世紀にかけて存続していたとみられる。また小篠原遺跡に近接して白鳳寺院と推定される福林寺遺跡が存在する。郡庁域は発見されていないものの、以上の点からみて小篠原遺跡が野洲郡衙である可能性は極めて高い。小篠原遺跡岩ノ脇地区は、4町四方の地割外に位置しているが、長殿風の建物が官衙的建物配置をとって検出されており、篠原駅に関する建物と考えられている。駅間距離や遺称地名等からみても篠原駅の位置はこの付近と考えられるため、その可能性は否定できない。また、岩ノ脇地区の南側約100m付近の安城寺遺跡から「篠原」と書かれた8世紀の墨書土器が出土している。森隆は、「篠原」は『和名抄』にみえる篠原郷を示すものと考え、この付近一帯は篠原郷に属していたと推察している。しかし、『和名抄』には同じ野洲郡の郷名として駅家郷もあげており、岩ノ脇地区付近に駅家が存在したとするならば、この付近一帯は篠原郷でなく駅家郷と捉えるのが妥当であろう。ただし『和名抄』が記された時期と墨書土器の時期には大きく隔たりがあり、駅家郷という郷名がどこまで遡れるかが問題になる。

蒲生郡 郡衙は、近江八幡市千僧供町に所在する御館前遺跡⁽¹¹⁾に推定されている。昭和61年度調査地点では、東西方向の溝とそれに平行して3棟の掘立柱建物が検出されており、この南側の調査地点では5間×3間の大型建物が検出されている。時期的には8世紀初頭頃⁽¹²⁾のものである。また、御館前遺跡の西側には白鳳寺院の千僧供廃寺があり、近接する勸学院遺跡⁽¹³⁾からは「論語」の記された習書木簡等が出土していることから、本遺跡周辺に蒲生郡衙があった可能性は高い。なお、平成4年の勸学院遺跡馬淵小学校地点⁽¹⁴⁾の調査で東西方向の道路状遺構が検出されている。道路状遺構は、側溝間で約5.2mを測り、やや蛇行するが御館前遺跡方面へ延びている。さらに、側溝には路面側から落ち込んだ形跡のある拳大の玉石多数と8世紀前半の土器が混在して出土している。なお、御館前遺跡周辺には蒲生郡主条里と異なる南北地割が明瞭に認められる。

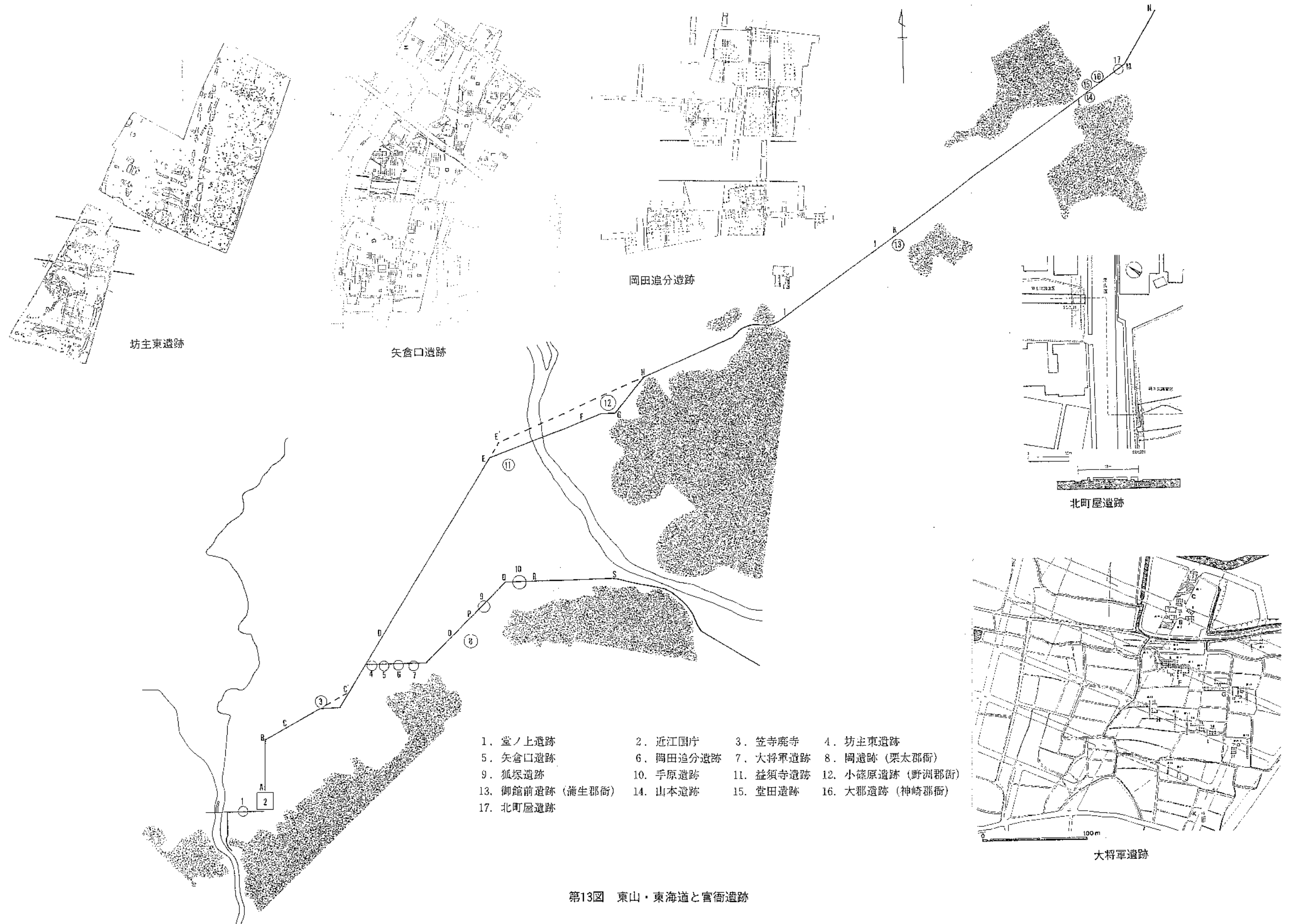
神崎郡 五個荘町大郡神社付近には、神崎郡から犬上郡にかけてみられる北から東へ約33度傾く条里地割とは異なり、蒲生郡の条里地割と同じ北から東へ約55度傾く異方位地割が顕著に認められる。またこの地割は、東山道に推定される近世中山道と同方位をとる。大郡神社を中心に広が

る大郡遺跡⁽¹³⁾は、この地割・神社の名称等から神崎郡衙と推定されている。大郡遺跡で検出された掘立柱建物の方位は概ね3通りに分かれるが、周囲の地割と同じ方位を持つ掘立柱建物が比較的多く検出されている。なお、大郡遺跡の西側に隣接する堂田遺跡⁽¹⁴⁾では、8世紀の柱筋を揃えた総柱建物が検出されている。以上のことなどから、郡衙を直接示す遺構・遺物の出土はないものの、大郡遺跡周辺に郡衙が存在した可能性は高い。五個荘町には「清水鼻」地名があり、「清水」の遺称地名・駅間距離等から付近に清水駅が設置されていたものと考えられている。「清水鼻」の東側に所在する山本遺跡⁽¹⁵⁾では、東山道東側溝と見られる溝と8～10世紀の建物群が検出されている。中でも東山道の側溝と思われる溝に隣接する建物群は溝と同方位をとっている。これら山本遺跡で検出された建物群は、清水駅に関係するものとも考えられている。

3. 古代駅路の概要

栗太郡の東海・東山道 滋賀郡から東進する駅路は、唐橋遺跡⁽¹⁶⁾で検出された古代勢多橋で瀬田川を渡り栗太郡に到る。勢多橋に連なる東西の地割が直線で国庁の南まで続き、このライン上には勢多駅家とも考えられている堂の上遺跡が存在している。国庁の北側では、中軸線上に重なりA点からB点の南北道が現存しており、またこの道は東光寺遺跡付近のB点で東へ屈折しC点まで確認される。草津市D点から守山市E点にかけては近世中山道がほぼ一直線で、栗太郡主条里の条里線に一致していることから、この中山道は古代東山道を踏襲したのと考えられている。ここで問題となるのはC点とD点の間であるが、ここでは明確な道路痕跡が認められないため、B-C間の道路を延長してC'点付近でD-E間の延長線と合流するラインが推定されている。しかし、C-C'間のライン上、草津市南笠町には周囲とは異なる南北地割が認められ、ここには方1.5町ほどの寺域を持ったと想定されている白鳳寺院の笠寺廃寺⁽¹⁷⁾が存在している。そのためC-C'間のラインでは、寺域内を通過することになり不都合を生じる。そこで多少乱暴ではあるが、B-C間の延長線を笠寺廃寺の寺域推定線の南側で東へ屈折させ、少々東進してからC'点より南でD-E間の延長線と合流したものと推定したい。

都が大和から山城に遷ると、近江国内には東山道だけでなく東海道も通過することになる。近世にあっては東海道と中山道は草津宿で分岐することはよく知られているが、古代にあってはどのあたりで分岐していたのかが従来より問題とされ、様々なルートが推定されている。そこで分岐点を考える前に、まず栗東町内におけるルートの概要を述べることにする。岡遺跡を取り囲むように流れる金勝川に沿って近世東海道は直線区間(O-P)をとり、それに連なる地割がその前後に認められる。またこれらの地割は、栗太郡主条里とは方位を異にしている。栗東町手原では、O-Pの延長線上のQ点で近世東海道は屈曲し、R点まで東西方向に直線を通る。その先の小野・六地藏付近においては直線区間はみられないものの、伊勢落のS点付近でQ-Rから直線に延長した線上に重なってくる。このことからO-Q-Sを結んだラインが古代東海道のルートとして推定されている。草津市坊主東遺跡から大將軍遺跡にかけては建物方位が南北をとり、高い企画性を持っていることは前述した。これらの遺跡では建物群と同方位をとる東西方向の溝が検出されている。坊主東遺跡では、南北方向で断続的に連なる2条の溝とそれに直行すると思



第13図 東山・東海道と官衙遺跡

われる2条の溝が検出されている。矢倉口遺跡では、約1町四方の区画溝の北側に接して数条の溝が東西に並行して検出されている。岡田追分遺跡で検出されたSD4は、幅24m、深さ最大0.8mを測る皿状に窪む東西方向の溝である。大將軍遺跡では、東西方向の溝3と溝4が並行して検出されている。これら一連の東西方向の溝は、地図にその位置をおとしてみると約1kmにわたりほぼ一直線につながることから古代東海道の痕跡である可能性は高い。そこでこれらの溝を古代東海道とすると、坊主東遺跡の西側で東山道と分岐して東進し、大將軍遺跡の東側で北東に屈折し、て前述したO-Qにつながるルートが復元できる。

野洲郡の東山道 野洲郡内を通過した東山道のルートについては2説が唱えられている。1つは近世中山道の道筋をそのまま古代に遡らせる考え方。もう1つは中山道の直線区間H-H'と鏡山鞍部を結ぶラインを重視して、E'点まで延長させるという考え方である。しかし後者のルートでは、小篠原付近に存在する南北地割を侵すこととなり、さらには小篠原遺跡で検出された格子状の道路状遺構や南北方位の建物群とも符合してこない。そのため野洲郡においては中山道が東山道をほぼ踏襲したとする前者の説に従いたい。なお余談ではあるが、東山道の屈折地であるE点付近には白鳳から奈良時代の瓦を出土する益須寺遺跡が所在し、『日本書紀』持統天皇8年(694)3月条にみえる「益須寺」と推定されている。

蒲生・神崎郡の東山道 鏡山の鞍部を抜けた地点Iから観音寺山と箕作山の狭隘部(清水鼻)L点を直線で結ぶラインは蒲生郡主条里の里界線にあたり、J-K間では近世中山道の道筋とも一致してくることから東山道のルートと推定されている。清水鼻付近のL点からM点にかけて近世中山道は約N33°Eに傾く神崎郡主条里に斜行して東北進し、M点で屈折したのち神崎郡主条里の里界線にほぼのって直進する。このL-M間の道筋は、先の蒲生郡における東山道の延長線上にあたり、神崎郡主条里を斜行することから東山道のルートと推定される。また中山道はM点で屈折したのち、約N33°Eに傾く神崎・愛知・犬上郡主条里の里界線上を愛知川宿や犬上川左岸扇状地でややずれるもののほぼ一直線の道筋をとっていることから東山道のルートを踏襲したものと考えられる。なお、五個荘町北町屋遺跡第3次調査・第5次調査⁴⁰では中山道の両端で平行する2条の溝が検出されており、東山道の両側溝と推定されている。SD0501は幅2.1m、深さ0.3mの浅いU字状を呈し、SD0301は幅1.5m以上、深さ0.3m以上の溝で、両溝間は心々距離で約15mとなる。ともに埋土中より8・9世紀の土器が出土している。

4. まとめ

以上、官衙遺跡と古代駅路について別々に述べてきた。まとめとして①各郡衙と駅路の関係②国府・郡衙と駅家の関係の2点について記すこととする。

前述した郡衙および郡衙推定遺跡の位置をみると、すべての郡において駅路に隣接もしくは至近距離に所在していることがわかる(図13参照)。その関係を模式図に表したのが図2である。

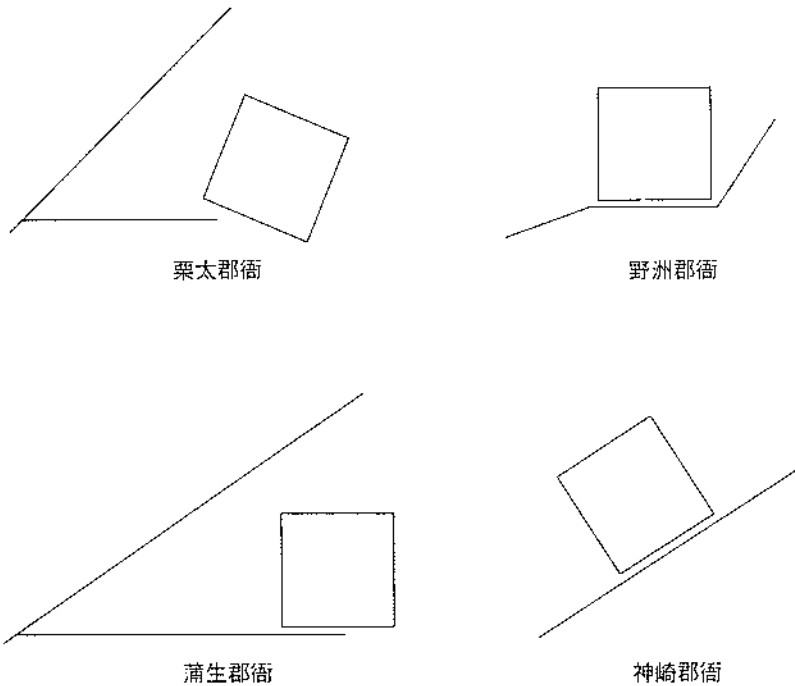
栗太郡衙 全体に北から東へ約20°傾く方位をとっている。駅路からやや離れるため、郡衙へ向かう道が駅路から派生し設けられていたと考えられる。駅路・郡衙とも主条里とは方位が異なる。

野洲郡衙 南北方位をとる郡衙の南西から北東進した駅路は、郡衙を避けるように屈曲したルー

トをとる。

蒲生郡衙 郡衙と駅路の関係については栗太郡の場合と同じであるが、郡衙が南北方位をとる点と駅路が主条里方位と同一である点異なる。

神崎郡衙 郡衙は駅路に面して同方位で存在する。ただし両者とも神崎郡主条里とは方位異なる。



第14図 駅路と郡衙の関係模式図

このように各郡によって郡衙と駅路の関

係は異なった様相を呈しており、特に野洲郡と神崎郡のありかたの違いは郡衙と駅路の先後関係に起因するものとも考えられる。

『延喜式』によると近江国の東山道の駅家として勢多・篠原・清水・鳥籠・横川の5駅が知られている。このうち本論でとりあげた勢多・篠原・清水駅の位置を再度確認すると、勢多駅は近江国府に、篠原駅は野洲郡衙に、清水駅は神崎郡衙に近接して所在する⁽²⁾というように、駅家と駅家が所在する郡の郡衙とは必ず同所に置かれ(ただし栗太郡の場合、郡衙ではなく国府)、一種の官衙ブロックを形成していた。以上のように栗太・野洲・蒲生・神崎郡においては官衙と駅路、郡衙(国府)と駅家が密接に結びつき設置されていたことがわかったが、このことはこれら4郡だけに限ったものとは考え難く、駅路の通過する他郡においても同様の傾向にあったのではあるまいか。⁽²⁾

註

- (1) 駅路の整備は大津宮期にはじまったとも考えられている。そうすると大津宮期に整備された東海道は、奈良時代には一旦駅路としての機能を失うが、平安時代になり再び駅路として整備されたものと考えられる。
- (2) 足利健亮「湖東平野を通った東山・東海両道の復元」『日本古代地理研究』大明堂 1985
- (3) 「堂の上遺跡調査報告Ⅱ」『昭和50年度滋賀県文化財調査年報』滋賀県教育委員会 1975
- (4) 『岡遺跡発掘調査報告書』栗東町教育委員会・(財)栗東町文化体育振興事業団 1990
- (5) 『栗東の歴史』栗東町 1988 他
- (6) 「草津の古代を掘る—平成元年度草津市遺跡発掘調査成果報告会—」資料による。
- (7) 「草津の古代を掘る—平成6年度草津市遺跡発掘調査成果報告会—」資料による。
- (8) 「草津の古代を掘る—平成5年度草津市遺跡発掘調査成果報告会—」資料による。

- (9) 「岡田追分遺跡調査報告」『昭和50年度滋賀県文化財調査年報』滋賀県教育委員会 1975
- (10) 森隆「郡衙遺跡に関する一考察」『文化財学論集』文化財学論集刊行会 1994
- (11) 御館前遺跡現地説明会資料 1987
- (12) 松沢修氏のご教示による。
- (13) 「勸学院遺跡」『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XIII-2』滋賀県教育委員会・勸滋賀県文化財保護協会 1986
- (14) 「滋賀埋文ニュース」第147号 滋賀県埋蔵文化財センター 1992
- (15) 「五個荘町埋蔵文化財発掘調査年報Ⅳ」五個荘町教育委員会 1986
- (16) 「五個荘町埋蔵文化財発掘調査年報Ⅱ」五個荘町教育委員会 1984
- (17) 「五個荘町内遺跡発掘調査報告書Ⅲ」五個荘町教育委員会 1992
- (18) 「唐橋遺跡」滋賀県教育委員会・勸滋賀県文化財保護協会 1992
- (19) 「笠寺廃寺」『近江の古代寺院』真陽社 1989
- (20) 「五個荘町埋蔵文化財発掘調査年報Ⅶ」五個荘町教育委員会 1991
 『五個荘町内遺跡発掘調査報告書Ⅲ』五個荘町教育委員会 1992
- 21) このような状況は他国でもうかがえ、木下良によると『和名抄』『延喜式』段階で国府と駅家が同所にあると思われる例は62国中23国にのぼるといい、『出雲国風土記』では出雲国府・意宇郡家と黒田駅、神門郡家と狭結駅がそれぞれ同所と記載されている。
- 22) 神崎郡より北に位置し、東山道が通過する愛知・犬上・坂田郡についてみると、愛知川町館遺跡より「郡」の墨書土器、沓掛遺跡より「愛女」の墨書土器が出土しており、さらに近接して「大領神社」があることから付近に郡衙が置かれていたと考えられている。これらの遺跡・神社はいずれも東山道に近接している。犬上郡衙については推定地すらないが、当郡においても駅路と郡衙・駅家と郡衙がセットになって設置されていたとすると、鳥籠駅が所在したと考えられている彦根市大堀町・正法寺町付近にその所在地を求めることも可能である。坂田郡衙は長浜市内に想定されており米原町もしくは山東町に想定されている横川駅とセット関係は成り立たない。

編 集 後 記

この冬は、久しぶりに雪の多い年となり、外での調査では寒さに堪える日々を過ごされたことと思います。今年には当協会設立25周年にあたり、日頃の調査や普及活動に加え、安土城考古博物館で、企画展示『いにしへの渡りびと—近江の渡来文化—』や、それと関連したシンポジウムを実施してまいりました。本紀要も25周年ということで、例年にくらべて多くの論考が集まりました。つきましては、多くの方からのご叱正とご指導を賜れば幸いです。 平成8年3月

平成8年3月

紀 要 第 9 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印刷・製本 富士出版印刷株式会社
大津市札の辻4-20
Tel(0775)23-2580 Fax(0775)24-6668